

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する 出版物の代償金額に関する件

(昭和五十年一月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	昭和五十六年	十月二十七日国立国会図書館告示第一号
	同	五十七年十二月二十八日同
	平成	十一年 三月二十四日同
	同	十二年 九月二十七日同
	同	二十三年 十月 十二日同
		第三号
		第一号
		第四号
		第二号

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額は、次の各号の区分に従い国立国会図書館の館長が定める金額(当該出版物の出版に通常要すべき費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、小売価格の表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを要すると認めるものについては、その都度納本制度審議会に諮つて定める金額)に、当該出版物の納入に要する金額を加算した金額とする。

一 図書(点字版のものを除く)、蓄音機用レコード及びパッケージ系電子出版物(国立国会図書館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。以下この号において同じ。)については、小売価格(パッケージ系電子出版物にあつては、電気通信回線に接続しない状態での使用に係る小売価格)の四割以上六割以下の金額。ただし、蓄音機用レコードについては、小

売価格の四割未満の金額とすることができる。

二 マイクロ写真資料については、小売価格の五割以上七割以下の金額

三 図書、雑誌、新聞その他の出版物で点字版のものについては、小売価格の四割以上八割以下の金額

四 前三号に規定する出版物を除き、雑誌、新聞その他の出版物については、小売価格の四割以上五割以下の金額

2 前項の規定により加算することのできる当該出版物の納入に要する金額は、次の各号に掲げるものとする。

一 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額
二 納入の一括代行事務に要する金額 出版物一点につき百五十円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額

3 前項第二号に規定する金額の加算は、出版物の納入事務を一括して代行する者として館長が指定するものに対して行う。

附 則

1 この告示は、昭和五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件(昭和二十四年国立国会図書館告示第一号)は、廃止する。

附 則 (昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一号)

この告示は、昭和五十六年十月二十七日から施行する。

附 則 (昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号)

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。